

(別紙)

諮問番号：令和8年諮問第4号

答申番号：令和8年答申第9号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、○所長（以下「処分庁」という。）が行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号の措置（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和6年7月14日、関係機関から処分庁に対し、審査請求人の子2名（以下「本件児童ら」という。）について少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第39条第2項の規定による通告があった。

主な内容は次のとおり。

- ・令和6年7月14日、本件児童らの母（以下「母」という。）が本件児童らを連れ去ったとして、審査請求人から当該関係機関に対し、通報があった。
 - ・当該家庭においては、児童虐待に係る通告が過去複数回なされており、当該通報に係る事情聴取においても、審査請求人と母とで主張が異なっていたこともあり、本件児童らの安全確保が困難であるとして通告がなされた。
- 2 令和6年7月14日、処分庁は、本件児童らの安全を確保した上で家庭環境等について調査する必要があるため本件児童らの一時保護を開始し、同月19日付けで、児童養護施設へ一時保護の委託を行った。
 - 3 令和6年11月11日、処分庁は、本件児童らの福祉のために、児童養護施設への入所措置が必要であると判断したところ、審査請求人及び母が同意の意思表示を示さなかったため、京都家庭裁判所○支部に法第28条第1項第1号の施設入所措置の承認に係る申立てを行った。
 - 4 令和7年3月28日、京都家庭裁判所○支部において、施設入所措置を承認することが相当であるとの審判があった。
 - 5 令和7年4月4日、母は、原審判を不服とする即時抗告の申立てを大阪高等裁判所に行った。

なお、審査請求人は、当該申立てを行わなかった。

- 6 令和7年7月9日、大阪高等裁判所は、原審判が相当であるとして、即時抗告を棄

却したため、審判が確定した。

- 7 令和7年7月28日、処分庁は、家庭裁判所の審判確定を受け、審査請求人に対し、法第27条第1項第3号の入所措置の決定通知書を発出した。
- 8 令和7年8月13日、審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 9 令和7年8月13日付けで、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に対する審査請求に係る審理が終結するまで、本件処分の執行の停止を求める申立てを行った。
- 10 令和7年10月22日、審査庁は、執行停止の必要性が認められないとして執行を停止しない決定を行い、審査請求人に対して当該通知を発出した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 虐待等の家庭状況に係る事実認定の誤りについて

ア 審査請求人は、本件児童らに対して暴力をしていないにもかかわらず、処分庁は、審査請求人の元に本件児童らを帰す判断をせず、施設に入所させた。

イ 審査請求人は、母が本件児童らに対して暴力をしたことを、注意して止めていた立場であり、むしろ、母から、審査請求人に対して、熱湯をかけられる暴力を受けていた。母の虐待を注意するのは当然であり、面前DVではない。

(2) 入所措置以外の方法（在宅支援等）によって、本件児童らの利益を確保することが可能であるにもかかわらず、入所措置が選択された。その他、法の趣旨に照らしても本件処分は相当ではない。

(3) 審査請求人と本件児童らとの面会交流について、担当福祉司の対応が、母と本件児童らとの面会交流と比較して差があり不公平である。

また、母が本件児童らに「父母どちらと住みたいか」等の不適切な言動を行ったにもかかわらず、担当福祉司はそれを制止することもしなかった。

(4) 以上のことから、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

概ね次のとおり、審査請求人の主張に根拠はなく、また、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

(1) 法第28条第1項第1号の規定による家庭裁判所の審判において、同居中、審査請求人と母との間で本件児童らの面前で口論等の心理的虐待が日常的にあったこと等が事実として認められている。

(2) 審査請求人と母との双方が、相手方による自身及び本件児童らに対する暴行を主張しており、また、審査請求人と母との間で本件児童らを養育する者が決まっていない状況に鑑みると、本件児童らを両者の元に帰すことは連れ去りを引き起こす可能性が高いと判断した。加えて、日常的に本件児童らに対する心理的虐待が認められたことから、本件児童らを両者の元に帰すことは、本件児童らが再度虐待を受けるおそれがあるといえる。

(3) 以上の事情により、本件児童らの安全を確保するため入所措置が必要であるとの判断を行ったが、審査請求人及び母の同意を得ることができなかったため、法第28

条第1項第1号の規定により、家庭裁判所の承認を得て本件処分を決定した。

- (4) 本件児童らに対する面会交流については、本件児童らの意向を考慮して対応しているものであり、審査請求人と母との間で不公平な取扱いが行っていない。審査請求人が差があると主張する面会交流は、令和7年6月22日及び同年7月12日のものと考えられる。前者については、本件児童らの意向により、母のみとの面会を希望したため母子面会のみ実施したものであり、面会后、担当福祉司が本件児童らに見送りの声掛けを行ったところ、本件児童らがそれに応じたため、担当福祉司と本件児童らとで玄関まで母を見送ったものである。後者については、父子及び母子の面会后、それぞれ見送りの声掛けを行ったが、審査請求人に対する見送りについては本件児童らが応じなかったため、本件児童らによる見送りを実施しなかったものである。
- (5) 母が本件児童らに「父母どちらと住みたいか」等の不適切な言動を行ったとの審査請求人の主張について、そのような言動はなく、「父母がこれからの生活について裁判で話し合っていること」等を伝えたのみである。本件児童らが自身の現状を知る権利があること及びこれからの生活の見通しを持つことは、施設で生活する上で重要であると考えられ、大切な親子交流であったと捉えている。

第5 法令の規定について

- (1) 法第33条は、児童相談所長の職権について定められており、同条第1項で「児童相談所長は、必要があると認めるときは、法第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」と規定している。
- (2) 法第25条第1項は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を発見した際の通告義務について定めており、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と規定している。
- (3) 法第26条第1項第1号は、児童相談所長は、法第25条第1項の規定により送致を受けた児童相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならないとしており、同項第1号で次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを規定している。

なお、法第27条の権限が法第32条第1項の規定に基づいて、児童相談所長に委任されている場合には、当該児童相談所を管理する都道府県知事が法第27条の規定により措置すべき者については、本号による「報告」の必要はないと解されている。

- (4) 法第27条第1項は、「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」と規定している。

また、同項第3号において、「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しく

は里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。」と規定している。

なお、児童福祉法施行細則（昭和50年京都府規則第23号）第19条第4号により、法第27条第1項及び第2項の規定による措置については、当該区域を所管する児童相談所長に権限が委任されている。

- (5) 法第28条第1項は、入所措置が児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときに採ることができる措置について規定しており、同項第1号で「保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。」と規定されている。
- (6) 少年警察活動規則第39条第1項は、児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定による児童相談所への通告又は法第33条第1項若しくは第2項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を採るものとしており、同規則同条第2項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとすることが規定されている。

なお、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないと規定しており、同条第2項は、当該「通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。」と規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 法第28条第1項第1号の規定による家庭裁判所の審判にて認定された事実は、①母が、審査請求人と同居中に、本件児童らのうちの1人に対し、2回続けて殴打したこと、②母が、審査請求人との同居中に、2度、本件児童らを置き去りにして警察が公道上で本件児童らを保護したというネグレクトが繰り返されたこと、③同居中、審査請求人と母との間で本件児童らの面前での口論等の心理的虐待が日常的にあったこと、④審査請求人及び母の双方が相手方による自身及び本件児童らに対する暴行を主張していること、⑤母が令和6年5月末に審査請求人と別居して母の両親宅である現住所において本件児童らと生活を始めた後も、審査請求人及び母の双方が相手方による連れ去りを主張しており、審査請求人と母との間で本件児童らを養育する者が決まっていない現状において、両者の元に本件児童らを帰すことは、本件児童らの連れ去りを引き起こす可能性が高いこと、⑥審査請求人が母との別居後においても、母による本件児童らに対する暴行・暴言が改善しないと主張していることであり、以上の事項は、令和7年7月9日の大阪高等裁判所による抗告棄却決定による審判の確定により、家庭裁判所に事実として認定されている。

また、審査請求人は、母又は児童福祉施設よりも自身で本件児童らを養育する方が適切であること、自身も母から暴力を受けていたこと等を主張しているが、このように審査請求人と母との間で争いが生じて通告が行われている状況からすれば、不安定な養育環境に本件児童らを帰すことで、本件児童らが、両者の争いに巻き込まれ、再度虐待が発生する等、児童の福祉を害するおそれがあるため、本件児童らを児童福祉施設に入所させた処分庁の判断は妥当である。

イ 本件処分は、児童虐待の防止に関する法律第6条第2項の規定により、法第25条第1項の規定による通告とみなされる少年警察活動規則第39条第2項の規定による通告を受理したことを受けて行われているものであり、本件処分の法的要件である法第26条第1項第1号の規定を満たしている。

また、処分庁は、本件家庭環境を踏まえて入所措置の判断を行ったものの、審査請求人及び母からの同意を得ることができなかったため、法第28条第1項の規定による家庭裁判所の承認を求め、その審判が確定した上で、本件児童らに係る入所措置の決定を行っている。

以上の手続は、関係法令に基づき行われているものであり、その手続に瑕疵はない。

ウ 本件児童らに対する面会交流については、本件処分の妥当性の判断を左右するものではないが、いずれの面会も本件児童らの心情等に配慮したものであり、その対応は合理的であって、その余の主張についても、処分庁の対応等が著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したとの事由も認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年4月13日 審査庁が審査会に諮問

令和8年5月8日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年6月5日 第2回調査審議（第1部会）

令和8年6月5日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分は、法第28条第1項に基づく家庭裁判所の審判が確定した後に行われたものである。また、この審判を受けて処分庁が法第27条第1項第3号の措置を行ったことに手続的な瑕疵もない。よって、本件処分に違法性はない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について、違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村和生
委員	岩崎文子
委員	岡川芙巳